

## 福岡県公報

令和5年2月7日  
第 371 号

## 目次

## 告示 (第69号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 指定介護療養型医療施設の辞退 (介護保険課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) …………… 2
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録 (林業振興課) …………… 3
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (保護・援護課) …………… 3

## 公安委員会

- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) …………… 4
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) …………… 5
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) …………… 8

## 告示

## 福岡県告示第69号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年2月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡前線	糸島市志摩岐志1285番先から 糸島市志摩岐志910番1先まで

## 公告

## 公告

健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法 (平成9年法律第123号) 第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設から指定の辞退があったので、同法第115条第2号及び健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 (平成24年厚生労働省令第10号) 第2条の規定による改正前の介護保険法施行規則 (平成11年厚生労働省令第36号) 第140条の2の規定により、次のように公告する。

令和5年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	辞退年月日
介護療養型医療施設	4015619499	医療法人田中医院 田川市春日町1番7号	医療法人田中医院	令和5年 1月31日

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

令和5年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
(第一工区) 小郡市大板井字日渡750番1、750番6から750番10まで、751番4の一

部、751番5の一部、758番1の一部、759番4の一部、761番1、761番4から761番9  
まで、763番4の一部、764番4の一部、765番2及び765番3の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号

辰巳開発株式会社

代表取締役 今村 誠児

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和5年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る契約事項の名称

複写サービスに係る単価契約（知事・教育）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和4年12月13日（(1)本庁・モノクロ、(4)筑豊・モノクロ及び(5)筑後・モノクロは  
令和5年1月12日）

4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額

((1)本庁・モノクロ、(4)筑豊・モノクロ及び(5)筑後・モノクロは契約の相手方の氏  
名及び住所並びに契約金額)

件名	機種番号	落札者の氏名	落札者の住所	落札金額 (1枚(カウント) 当たりの単価、 税抜き)

(1)	本庁・モノクロ	A B C D E	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社福岡支社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.74 円 0.74 円 0.74 円 0.74 円 0.74 円
(2)	福岡・モノクロ	A B C D E	コニカミノルタジャパン株式会社官公庁営業部	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.81 円 0.81 円 0.81 円 0.81 円 0.81 円
(3)	北九州・モノクロ	A B C D E	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社福岡支社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.86 円 0.86 円 0.86 円 0.86 円 0.86 円
(4)	筑豊・モノクロ	A B C D E	コニカミノルタジャパン株式会社官公庁営業部	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	1.15 円 1.15 円 1.15 円 1.15 円 1.15 円
(5)	筑後・モノクロ	A B C D E	コニカミノルタジャパン株式会社官公庁営業部	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	1.03 円 1.03 円 1.03 円 1.03 円 1.03 円
(6)	本庁・カラー1	F (モノクロ) F (カラー)	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社福岡支社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	1.20 円 3.40 円
(7)	本庁・カラー2	G (モノクロ) G (カラー)	コニカミノルタジャパン株式会社官公庁営業部	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.90 円 2.80 円
(8)	本庁・カラー3	H (モノクロ) H (カラー)	コニカミノルタジャパン株式会社官公庁営業部	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.58 円 2.18 円
(9)	福岡・カラー1	F (モノクロ) F (カラー)	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社福岡支社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	1.15 円 4.15 円
(10)	福岡・カラー2	G (モノクロ) G (カラー)	コニカミノルタジャパン株式会社官公庁営業部	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.79 円 3.16 円

(11)	福岡・カラー3	H (モノクロ) H (カラー)	コニカミノルタジャパン株式会社官公庁営業部	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.67 円 2.73 円
(12)	北九州・カラー1	F (モノクロ) F (カラー)	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社福岡支社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	1.10 円 5.65 円
(13)	北九州・カラー2	G (モノクロ) G (カラー)	コニカミノルタジャパン株式会社官公庁営業部	福岡市博多区東比恵一丁目2番12号	0.75 円 3.00 円
(14)	北九州・カラー3	H (モノクロ) H (カラー)	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社福岡支社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.35 円 3.01 円
(15)	筑豊・カラー1	F (モノクロ) F (カラー)	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社福岡支社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	1.05 円 6.85 円
(16)	筑豊・カラー2	G (モノクロ) G (カラー)	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社福岡支社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.81 円 8.00 円
(17)	筑豊・カラー3	H (モノクロ) H (カラー)	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社福岡支社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.40 円 3.01 円
(18)	筑後・カラー1	F (モノクロ) F (カラー)	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社福岡支社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	1.38 円 5.35 円
(19)	筑後・カラー2	G (モノクロ) G (カラー)	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社福岡支社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.55 円 3.80 円
(20)	筑後・カラー3	H (モノクロ) H (カラー)	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社福岡支社	福岡市博多区博多駅前一丁目6番16号	0.35 円 3.01 円

## 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札 ((1)本庁・モノクロ、(4)筑豊・モノクロ及び(5)筑後・モノクロは不調による随意契約)

## 6 入札公告日

令和4年10月28日

## 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条1(d)に該当

## 公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和5年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第526号	有限会社総合緑化コガキュー	うきは市吉井町335-1	種穂（採取）種穂（精選）苗木（幼苗の育成）苗木（幼苗以外の苗木の育成）	有限会社総合緑化コガキュー	うきは市吉井町335-1

## 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで生活保護法施行細則（昭和52年福岡県規則第48号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部保護・援護課に備え置きます。

令和5年2月7日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 意見を募集しなかった理由

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）の施行に伴う規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

令和5年2月7日

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第20号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第7条の規定により公示する。

令和5年2月7日

福岡県公安委員会

## 1 検定の種別

交通誘導警備業務2級

## 2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
令和5年5月25日(木)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
令和5年5月26日(金)		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

## 3 受検定員

各検定15名

## 4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

## 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20問)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については実技試験を行わない。

## 6 学科試験及び実技試験

## (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 7 検定申請手続等

## (1) 事前(電話)受付期間

ア 受付日

令和5年4月17日(月)及び同年4月18日(火)

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

## (2) 受検申請手続期間

事前(電話)申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

## (3) 受検申請手続場所

ア 住所地を管轄する警察署

イ 営業所を管轄する警察署

## (4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)1通

(イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

イ 必要に応じて添付すべき書類

- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合  
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合  
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (5) 検定手数料  
14,000円  
※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。  
また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。
- (6) 申請方法  
ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）受付期間内に、受付専用電話（080-2739-0070）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。  
※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。  
イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。  
※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。  
ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。  
エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。
- 8 成績証明書の交付  
学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した

者に対し、即日、成績証明書を交付する。

## 9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

## 福岡県公安委員会告示第21号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和5年2月7日

福岡県公安委員会

## 1 検定の種別

- (1) 雑踏警備業務1級  
(2) 雑踏警備業務2級

## 2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 雑踏警備業務1級

実 施 日	実施時間	実 施 場 所
令和5年6月1日（木）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 雑踏警備業務2級

実 施 日	実施時間	実 施 場 所
令和 5 年 6 月 2 日 (金)	午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までの間	北九州市門司区小森江三丁目 9 番 1 号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前 9 時 00 分から午前 9 時 30 分までの間を受付時間とし、午前 9 時 30 分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

### 3 受検定員

各検定 15 名

### 4 受検資格

#### (1) 雑踏警備業務 1 級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### (2) 雑踏警備業務 2 級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

### 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5 枝択一式 20 問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90 パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

### 6 学科試験及び実技試験

#### (1) 雑踏警備業務 1 級

##### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### (2) 雑踏警備業務 2 級

##### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

### 7 検定申請手続等

#### (1) 事前（電話）受付期間

##### ア 受付日

令和 5 年 4 月 17 日（月）及び同年 4 月 18 日（火）

##### イ 受付時間

午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

#### (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間

#### (3) 受検申請手続場所

- ア 住所地を管轄する警察署  
イ 営業所を管轄する警察署
- (4) 必要書類
- ア 必須書類
- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号）1 通
- (イ) 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (ウ) 1 級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1 級検定受検希望者に限る。）
- a 検定を受けようとする警備業務の種別の 2 級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）
- b 検定規則第 8 条第 2 号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1 級検定受検資格認定書）
- イ 必要に応じて添付すべき書類
- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合  
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合  
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (5) 検定手数料
- ア 雑踏警備業務 1 級 13,000 円  
イ 雑踏警備業務 2 級 13,000 円
- ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。  
また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。
- (6) 申請方法
- ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず 7(1)の事前（電話）

受付期間内に、受付専用電話（080-2739-0070）に電話して事前申込み（1 電話につき 1 名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間（2 日間）内に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

#### 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90 パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

#### 9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第 23 号）

第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話 092（641）4141 内線 3173、3174）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認する

ことができる。

### 福岡県公安委員会告示第22号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和5年2月7日

福岡県公安委員会

#### 1 検定の種別

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級
- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

#### 2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和5年6月29日（木）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
令和5年6月30日（金）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

#### 3 受検定員

各検定15名

#### 4 受検資格

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

#### 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

#### 6 学科試験及び実技試験

- (1) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

##### ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (2) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

##### ア 学科試験



- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。
- (エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

- (ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 7 検定申請手続等

## (1) 事前（電話）受付期間

## ア 受付日

令和5年4月17日（月）及び同年4月18日（火）

## イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

## (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間

## (3) 受検申請手続場所

## ア 住所地を管轄する警察署

## イ 営業所を管轄する警察署

## (4) 必要書類

## ア 必須書類

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1級検定受検希望者に限る。）

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

## イ 必要に応じて添付すべき書類

## (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

## (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

## (5) 検定手数料

16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

## (6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）受付期間内に、受付専用電話（080-2739-0070）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

#### 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

#### 9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）

第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。